

厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第 二 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので 同条第九項の規定に基づき その名称を公示する。

平成十七年二月二十三日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

経済産業大臣 中川 昭一

環境大臣 小池百合子

通し 番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	ページ
1 9	塩素化パラフィン（C 1 1、塩素数 7 ~ 1 2）	（ 2 ） - 6 8
2 0	ジエチルビフェニル	（ 4 ） - 1 6
2 1	水素化テルフェニル	（ 4 ） - 4 1
2 2	ジベンジルトルエン	（ 4 ） - 6 3 8